# 平成25年度定期監査の結果に基づいた改善措置等の状況に

旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。 佐渡市監査委員は、平成25年度に実施した定期監査の結果を受けて、 市長から改善措置等を講じた

# 歳入に関する執行状況

#### 指摘事項【前期】

あった。 佐渡市財務規則第50条に規定されて いるが、その納期限より遅いものが 収入金の納期限の指定については、

遅いものも見受けられた。 されているが、その時期より起票が 項に収入金の調定を行う時期が明記 また、佐渡市財務規則第51条第2

ているものが見受けられた。 あるにもかかわらず、一括調定をし 用料は、その都度調定を行う必要が 申請書により調定額が確定する使

- 項目別指摘事項
- 及び収納システム等と不一致 毎月の保険料等の調定額が賦課
- 使用料等の納期限の遅延
- 還付未済額の処理誤り

### 改善措置等の状況【前期

調定額は、年金機構等とのデータ 時変動しているが、財務会計上の 額は、死亡や所得更正等により随 賦課および収納システムの調定

> 活課・高齢福祉課) を行う対応としている。 払の通知があった際に同額で調定 連携の時差により、賦課システム 合があるため、年金機構等から支 の調定額よりも収入額が上回る場 (市民生

- 財務事務研修において、改善する よう指導した。
- ウ 決算書から改善した。 決算から改善予定(市民生活課) 還付未済額の処理は平成26年度 還付未済額の処理は平成25年度 (高齢福祉

続きによる執行が見受けられた。

- 項目別指摘事項
- イ 使用料、貸付料等の調定起票及
- ウ 不動産貸付料の算定基準適用の

平成26年4月17日に開催した、

#### 指摘事項【後期】

佐渡市財務規則の規定と異なる手

よう指導した。

- 調定通知書への金額算定根拠等
- び納付期限の遅延
- エ 土地賃貸借契約の事務手続きの

佐渡市監査委員 佐渡市監査委員 中川 隆一 一次

不備及び契約内容の相違

オ 現金出納簿における確認印又は

## 改善措置等の状況【後期】

計管理者に通知することになって 財務事務研修において、改善する 書類等の貼付は不要と解される。 170)、金額算定の根拠となる 務に入らないことから(自治法 を審査・確認することは会計事 いる。また、会計管理者がこれら 行うべきものであり、決定後、会 法231)、調査は原課において ものとなっていることから(自治 平成26年4月17日に開催した、 調定は地方公共団体の長が行う

適切な処理と考える。 税課税標準額を評価額としており、 令第30号)の定めにより固定資産 は市有財産評価要領(平成21年訓 土地の評価額(財産台帳価格)

よう指導した。また、会計課にお 財務事務研修において、改善する 平成26年4月17日に開催した、

> オ 平成26年4月17日に開催した、 るよう指導している。 書をチェックし、問題のあるもの は担当課へ返し、財務課と協議す いて支出負担行為票審査時に契約

財務事務研修において、改善する よう指導した。 財産に関する管理状況

# 指摘事項【前期】

受けられた。 や記録誤りなど台帳整備の不備が見 財産台帳への施設の所管替え手続

#### 改善措置等の状況【前期

帳と決算書に記載された備品 を実施した。 平成25年度決算において、備品台 この点検

#### 指摘事項【後期】

録・削除の不備、 の相違等) 称の誤り、数量の誤り、財産の登 非常に多い。 の整理が徹底されておらず、誤りが しているが、その所管する財産登録 財産・備品管理システムにより管理 財産について、ほとんどの部署が (所管の誤り、財産名 財産区分・品目名

- 項目別指摘事項
- 譲渡した財産の未削除

備品と決算書一覧の備品との不一 財産・備品管理システムの登録

#### 改善措置等の状況【後期

管替え等により異動が発生した場 財産・物品の購入、処分及び所